

シリーズ「横芝町のまちづくり」では、これまで住みよいまちづくりのために都市計画が必要なこと、その内容等について説明してまいりました。

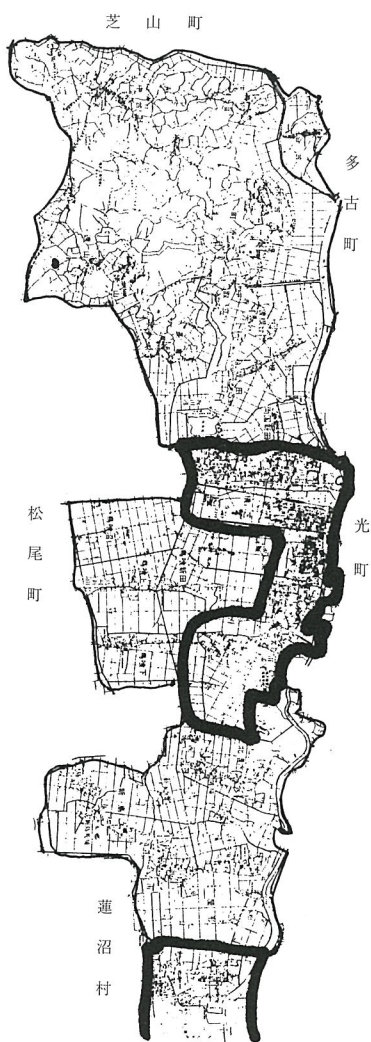
今回は、都市計画に関連する事柄として、建築基準法にかかる確認申請について記述します。

建築物を建てる時は、一般的に確認申請の手続きが必要です。現在、横芝町では次の場合に確認申請が必要となります。

1. 映画館、診療所、スーパー、キャバレー等の特殊建築物で、100㎡を超える建物を建てる場合。
2. 木造で3階以上の建物、または、木造で500㎡を超える建物を建てる場合。
3. 木造以外で2階以上の建物、または、木造以外で200㎡を超える建物を建てる場合。
4. 特別に確認申請が必要とされる地区（おおむね左図の地区）に建物を建てる場合。

町では、今後町全域を都市計画区域に指定する予定です。そのため、都市計画策定後は、建築物を建てる場合は町全域で確認申請が必要となります。

※ 詳しくは、都市整備課都市計画係までお問合せください。



建築基準法第6条1項4号  
及び第22条該当地域

### 確認申請



## 「違反建築防止週間」のお知らせ

10月11日から17日までは「違反建築防止週間」です。人々が安心して暮らすためには、建築物が安全であることがとても大事です。また、住みよい街にするためには住む人それぞれがお互いにルールを守ることが必要です。

建築基準法は、建築物が安全であるために、また、住みよい街であるために、建築物をつくる人、所有する人、又は管理する人にとって必要最小限守らなくてはならないルールを定めたものです。

この週をきっかけに、新築する時や増改築する時はもちろん、今ある建築物についても建築基準法に適合しているかどうか建築士とよく相談し、安全な建築物にすること、住みやすい街にすることを心がけていきましょう。

なお、この期間中に『全国一斉公開建築パトロール』が、県内の首都近郊の市町村を中心に実施されます。

◎問い合わせ先 山武土木事務所建築班 (☎ 0475-54-1133)

シリーズ「横芝町のまちづくり」  
心をつなぐ「まち」  
No.16